



重要なお知らせ

手荷物の植物について

輸入申告がない場合や違法に植物を持ち込んだ場合、

罰則の対象となります。

◆ 税関検査前に必ず植物検疫カウンターにお越し下さい。



手荷物で日本に持ち込んだ植物について、以下の点にご注意願います。

- 1 携帯品・別送品申告書（税関申告書）に植物の申告が必要です。
- 2 苗木や種子などの種苗類、切花、野菜、果物、豆、米などには、輸出国政府機関が発行する検査証明書の添付が必要です。
- 3 持込みが禁止されている植物は廃棄されます。

◆ 輸入検査の手続きでパスポートや搭乗券の情報を記録する際は、検査に時間を要します。



違法に輸入禁止品や植物を持ち込んだ場合は、植物防疫法に基づき廃棄処分となり、3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金が科せられる場合があります。



植物の持込みができるかどうかについては、こちらをチェック！



検査証明書については、こちらをチェック！

植物防疫所の主なお問合せ先

- 横浜植物防疫所 045-211-7153
- 門司植物防疫所 093-321-2601
- 名古屋植物防疫所 052-651-0112
- 那覇植物防疫事務所 098-868-2850
- 神戸植物防疫所 078-331-2386



农林水产省 植物防疫所

重要通知

关于随身携带的植物

未进行进口申报时、违法带入植物时，

适用罚则。

◆ 海关检查前，请务必前往植物检疫柜台。



随身携带进入日本的植物应注意以下事项。

- 1 需要在携带品和托运品申报单（携带品分离运输行李申报单）中申报植物。
- 2 苗木、种子等种苗类、切花、蔬菜、水果、豆、米等需要随附出口国政府机构出具的检疫证书。
- 3 禁止带入的植物会被丢弃。

◆ 办理进口检查手续过程中登记护照、登机牌信息时，检查需花费时间。



违法带入禁止进口品、植物时，会依据植物防疫法实施废弃处分，有时会处以3年以下有期徒刑或300万日元以下罚款。



植物能否带入日本
点击此处查询！



检疫证书点击此处查询！

植物防疫所主要联系方式

- 横浜植物防疫所 045-211-7153
- 门司植物防疫所 093-321-2601
- 名古屋植物防疫所 052-651-0112
- 那霸植物防疫事务所 098-868-2850
- 神户植物防疫所 078-331-2386

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
农林水产省

植物的病虫害 侵入警戒中

国慶節

でお出かけになる皆様へ

お土産が

肉製品

?

それっていいの？

アジア地域でアフリカ豚熱が
発生しています。

肉製品は日本に持ち込み
できません。



輸入検査を
受けずに持ち込むと、
3年以下の懲役又は
300万円以下の罰金
が科せられます。

輸入禁止



肉製品等の持込について

日本にいらした際は、日本産の畜水産物をお楽しみください!

日本国 農林水産省 動物検疫所

国庆节

时去国外的旅客，请注意！

肉制品

禁止带入日本

海外からの肉製品は日本に持ち込めません。

非洲猪瘟在亚洲蔓延

アジア地域でアフリカ豚熱が発生しています。

如有违法行为，
必处罚三年以下徒刑或
300万日元以下罚款。

輸入検査を受けずに持ち込むと、
3年以下の懲役又は300万円以下の
罰金が科せられます。

禁止入境

去日本旅游时，敬请品尝日本的山珍海味！

日本国农林水产省动物检疫所

日本国 農林水産省 動物検疫所

详细是 Web

